

和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程

制 定 令和5年3月31日和医大規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学附属病院、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院及び和歌山県立医科大学サテライト診療所本町（以下「附属病院等」という。）が保有する診療記録の開示及び提供の手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療情報 診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た全ての情報をいう。
- (2) 診療記録 診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。

(開示申出者)

第3条 診療記録の開示を求めることのできる者（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 患者本人（疾病の内容によっては満15歳以上の未成年者を含む）
- (2) 未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人
- (3) 診療契約に関する代理権を付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (5) 患者遺族（患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者。これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）
- (6) 第1号に掲げる者の委任による任意代理人
- (7) 患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合又は病状等のやむを得ない理由により開示の請求を行えない場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
- (8) 上記に掲げる者以外で、附属病院長等が適切と認める者

第4条 遺族への診療情報の提供については、当該患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重し、「診療情報の提供等に関する指針」（「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日 医政発第0912001号））の9において定められている取扱いに従い、前条第5号に掲げる者に対して診療情報の提供を行うものとする。

(開示請求の手続き)

第5条 申出者は、次の各号に掲げる書面を和歌山県立医科大学附属病院長、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院長又は和歌山県立医科大学サテライト診療所本町所長（以下

「附属病院長等」という。)へ提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 診療記録開示請求書(別記第1号様式)
 - (2) 第3条各号に掲げる者であることを確認するに足りる書類(有効期限内のものに限る。)
 - (3) 第3条第7号に掲げる者である場合は、患者本人の状況がわかる書類
 - (4) その他患者本人以外からの申出の場合は、患者等からの同意が確認できる書類
- 2 附属病院長等は、窓口で開示請求することが難しい場合には、郵送等による開示請求を認めることができる。
- 3 附属病院長等は、診療記録開示請求書に不備があるときは、申出者に対し、診療記録開示(訂正・利用停止)請求書補正通知書(別記第2号様式)によりその補正を求めるものとする。

(開示の決定)

第6条 附属病院長等は、申出者、申出の手續及び診療記録に含まれる情報等が適正なものであることを審査した上で、申出者に対し当該診療記録の開示を行うものとする。

- 2 附属病院長等は、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている診療記録については不開示とする。
- (1) 法令又は条例の定めるところにより開示できない情報
 - (2) 患者の治療効果を妨げるおそれその他良質かつ適切な診療等の提供に支障が生じるおそれがあると認められる情報
 - (3) 患者本人以外の者(以下「第三者」という。)の個人情報の保護に支障が生じるおそれがあると認められる情報
 - (4) 第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる情報
 - (5) 附属病院等の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる情報
- 3 附属病院長等は、診療記録の一部に、不開示情報が記録され、その不開示情報を除くことができるときには、当該部分を除いた診療記録を開示するものとする。
- 4 附属病院長等は、開示請求に対し、当該開示請求にかかる診療記録が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該診療記録の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示・不開示についての回答)

第7条 附属病院長等は、診療記録の開示申出のあった日から起算して30日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。ただし、開示請求書等の補正を求めた場合は、補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

- (1) 診療記録の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合は、診療記録開示決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。
- (2) 診療記録の全部を不開示する旨の決定をした場合(前条第4項により開示請求を拒否するときを含む。)又は診療記録を保有していない場合 診療記録不開示決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合における通知は、診療記録開示決定等期限延長通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（開示の実施の方法）

第8条 文書、図画、写真又はX線フィルム等に記録されている診療記録の閲覧の方法は、公立大学法人和歌山県立医科大学個人情報の保護に関する法律施行規程第11条第1項の定めるところによる。

2 文書、図画、写真又はX線フィルム等に記録されている診療記録の写しの交付の方法は、公立大学法人和歌山県立医科大学個人情報の保護に関する法律施行規程第11条第2項の定めるところによる。

3 電磁的記録に記録されている診療記録の閲覧又は交付の方法は、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、附属病院長等の定める方法により行う。

（費用負担の額等）

第9条 診療記録の写しの交付に要する費用は、公立大学法人和歌山県立医科大学個人情報の保護に関する法律施行規程別表の定めるところによる。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、診療記録の開示に関することは、患者の身体的、精神的及び社会福祉的状况を勘案し、附属病院長等が定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示規定（平成25年8月26日和医大規程第38号）は、廃止する。

診療記録開示請求書

年 月 日

附属病院長等 様

氏 名

住所又は居所 (郵便番号) (電話番号)

連絡先 (電話番号)

和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程（令和5年3月31日規程第97号）第5条第1項の規程に基づき、下記の通り診療記録の開示を請求します。

記

1 開示を請求する診療記録（具体的に特定してください。）

開示請求に係る診療記録を特定するに足りる情報	
求める開示の実施の方法 (希望する方法の □内に✓印を記入してください。)	1 文書、図画又は写真の場合 □閲覧 □写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 □閲覧 □写しの交付

2 本人確認等

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人（弁護士、親族等）・任意後見人
	<input type="checkbox"/> 親族等	<input type="checkbox"/> 遺族等	<input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
※郵送等による開示請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 ※原則顔写真の付いた本人確認書類を提出ください。 ※顔写真の付いた確認書類がない場合、公的機関発行の書類2点以上を提出ください。			

<p>ウ 患者本人の状況等 <u>(代理人、親族又は遺族が請求する場合にのみ記載してください。)</u></p> <p>(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(イ) (ふりがな) 本人の氏名 _____</p> <p>(ウ) 本人の住所又は居所 _____</p>		
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(又は抄本) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>オ (患者本人から代理権等を付与された)任意代理人又は任意後見人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 () ※委任状等が写しの場合、原本に相違ないことを証明したもの</p>		
<p>カ (患者本人がやむを得ない理由により)親族等が請求する場合、次の書類(2つ以上)を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他(※診断書等) () ※当院入院中で本人の状態が確認できる場合は除く</p>		
<p>キ 遺族等が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(又は除籍謄本) <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>ク 上記の者以外の場合、患者本人との関係を示す書類及び診療記録を取得するのに必要な理由等を記した書類を提示し、又は提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 本人との関係を示す書類 () <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
<p>窓口受付</p>	<p>担当課室等受付</p>	<p>担当課室等</p>

診療記録開示請求書補正通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

（開示申出者） 様

附属病院長等 印

年 月 日付けで提出された診療記録開示請求書は、次のとおり不備がありますので、和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程（令和5年3月31日規程第97号）第5条第3項の規定に基づき、補正を求めます。

つきましては、年 月 日までに補正してください。

補正を要する事項	
添付書類	
担当課室等	班（係） 電話番号（ ） — 内線

注 期間内に補正ができない場合は、担当課室等まで申し出てください。

診療記録開示決定通知書

第 年 月 日

（開示申出者） 様

附属病院長等 

年 月 日付けで請求のあった診療記録の開示については、和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程（令和5年3月31日規程第97号）第7条第1項第1号の規程に基づき、下記のとおり、開示することと決定したので通知します。

記

1 開示する診療記録（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告（公立大学法人和歌山県立医科大学理事長が被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法

1 文書、図画又は写真の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
2 フィルム又は電磁的記録の場合	
<input type="checkbox"/> 閲覧	
<input type="checkbox"/> 写しの交付	
担当課室等	班（係）
電話番号（ ）	－ 内線

診療記録不開示決定通知書

第 年 月 号 日

（開示申出者） 様

附属病院長等 印

年 月 日付けで請求のあった診療記録開示請求については、和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程（令和5年3月31日規程第97号）第7条第1項第2号の規程に基づき、下記のとおり開示しないことと決定したので通知します。

記

開示請求に係る診療記録を特定するに足る情報	
開示をしないこととした理由	
担当課室等	班（係） 電話番号（ ） — 内線

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、公立大学法人和歌山県立医科大学を被告（公立大学法人和歌山県立医科大学理事長被告の代表者となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

診療記録開示決定等期限延長通知書

第 年 月 日
年 月 日

（開示申出者） 様

附属病院長等 

年 月 日付けで開示請求のあった診療記録については、和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程（令和5年3月31日規程第97号）第7条第2項の規程に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る診療記録を特定するに足りる情報	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課室等	班（係） 電話番号（ ） — 内 線